

Q1. 陽性になって保健所からの連絡を待っているけど連絡がこない…

A1. 現在患者さんが増加しており、保健所では重症化リスクの高い方へ優先的に順次連絡させていただいております。

申し訳ありませんが、お問合せいただいてもいつ頃保健所から連絡を入れます、という目安をお伝えすることができません。

体調が悪化してきた際には、御連絡ください 平日昼間 0436-21-6391

休日夜間 0570-200-139

(千葉県発熱相談コールセンター)

また、療養期間の証明を希望される場合は、申請があった方への発行となります。

2月中旬以降ホームページ上に申請方法について掲載しますので、御確認ください。

Q2. 療養期間はどのくらい？いつから仕事に出られますか？

A2. 症状がある方…発症日を0日としておおむね10日の療養期間となります。

症状がない方…検査日を0日として7日間自宅で療養となります。

なお、仕事復帰のための陰性確認は必要ありません。(行いません)

詳細は市原保健所のHP 参照ください。

Q3. 同居の家族は濃厚接触者ですか？いつまで療養が必要ですか？

A3. 同居の家族は濃厚接触者です。同居していても、生活空間や共有スペース利用後の消毒がされていれば、その対応を始めた日を最終接触日として7日間健康観察に御協力いただいております。濃厚接触者の方へ保健所からPCR検査についてご案内はしておりません。

(できる医療機関の把握もありません)

症状が出てきた際は医療機関に電話連絡して相談してください。

例：最終接触日 2月1日(0日目) 自宅待機は2月8日迄

Q4. 家族以外に濃厚接触に該当すると思われる人がいる、どうしたらよい？

会社への調査の対応は？

A4. 同居の家族以外について保健所は濃厚接触かどうかという調査は、件数が多く行えません。

会社については、各種ガイドラインを確認いただいて感染対策及び、濃厚接触者の定義を確認していただき、それぞれでご判断いただきます。事業所の閉鎖等について保健所から指示をすることもありません。

家族以外に濃厚接触に該当する方がいた場合は、患者さんご自身から連絡していただき、濃厚接触者の可能性があるとして、自主的な健康観察を依頼していただくよう説明してもらっています。その場合でもPCR検査を受けることは現在難しく、有症状時の受診となります。

Q5. 家族に検査キットを使って検査してもよい？

A5. 無症状の場合は検査キットは確定診断として使用推奨されていません。

症状がある場合、薬事承認された検査キットで陽性ならばその結果をもって医療機関を受診しその後は医師の判断によることとなります。

(厚生労働省：「新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品(検査キット)の承認情報」)